

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 合資会社元気
- (2) 代表者名 代 表 社 員 寺田 泰政
有 限 責 任 社 員 寺田 孝子
有 限 責 任 社 員 寺田 裕輔
- (3) 所 在 地 東大阪市末広町15番9号

2 対象事業所

- (1) 名 称 げんきキッズ・デイサービス
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 東大阪市南四条町4番11号
- (4) 指定年月日 平成24年7月1日

3 指定の取消日

令和元年11月30日

4 処分理由

- (1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）
専任の児童発達支援管理責任者が不在にも関わらず児童発達支援管理責任者専任加算を算定し、不正に9,666,629円を受領した。
- (2) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）
専らその業務に従事し、常勤勤務する管理者及び児童発達支援管理責任者を置かなければならないところ、事業所の指定時に、他の事業に常勤で勤務する管理者及び児童発達支援管理責任者を配置し、常勤で勤務することができないことを認識しながら常勤であると偽った書類を作成し不正に指定申請をおこなった。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 9,666,629円

加算額 3,866,168円

合計 13,532,797円

6 欠格事項該当者

寺田 泰政（合資会社元気 代表社員）

寺田 孝子（合資会社元気 有限責任社員）

寺田 裕輔（合資会社元気 有限責任社員）

東大阪市子どもすこやか部
子ども見守り課
電話：06-4309-3197